

別 表(第2条関係)

補助事業名	介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業
補助事業の目的	介護福祉士受験資格を取得するための実務者研修の受講機会の少ない但馬、丹波、淡路地域において、実務者研修の実施者に対してその経費の一部を助成することにより、過疎地域での介護サービスの提供体制構築を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	但馬、丹波、淡路地域での実務者研修を実施する介護福祉士実務者養成施設又は福祉関係団体
補助事業の対象となる経費	<p>但馬、丹波、淡路地域で介護福祉士資格取得のための実務者研修開催に要する経費</p> <p>謝金、旅費、需用費(消耗品費、資料購入費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)、委託料、使用料及び賃借料</p>
補助率	定額
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。</p> <p>補助基準額と、補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して最も少ない額 ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 [補助基準額] 1研修あたり420千円 1事業所あたり、最大2講座までとする。</p>
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <p>(添付書類)</p> <p>1 介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業所要額調書(様式1-1)</p> <p>2 研修実施計画書(様式2-1)</p> <p>(指定期日)</p> <p>別に定める日</p>
第7条 第1項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額に増額が生じない経費の変更</p> <hr/> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合</p> <hr/> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準じる。</p> <hr/> <p>(指定期日)</p> <p>変更のあった日から2週間以内。ただし、当該年度3月31日を限度とする。</p>
第9条 第1項	<p>(報告事項等)</p>
第11条	<p>(添付書類)</p> <p>1 介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業精算額調書(様式1-2)</p> <p>2 研修実施報告書(様式2-2)</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日</p>
第19条 第1項	<p>(処分制限期間)</p>